

# 国民健康保険税

問い合わせは 国民健康保険課 ☎898-6250

**■納税義務者**  
 国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合、世帯主宛てに納税通知書を郵送します。

**■税率と金額**  
 税率などは左表のとおり。

国保税の税率と金額（昨年度と変更ありません）		
①医療給付費分	所得割税率	6.10%
	被保険者均等割額	1万9,200円
	世帯別平等割額	2万1,600円
②後期高齢者支援金分	所得割税率	2.00%
	被保険者均等割額	7,200円
	課税限度額	14万円
③介護納付金分（40～64歳）	所得割税率	1.86%
	被保険者均等割額	1万2,960円
	課税限度額	12万円

**■軽減制度**

昨年の所得が一定金額以下の場合などは、税額が軽減される制度があります。所得税や住民税が未申告の場合は軽減の対象となりません。必ず申告してください。

昨年3月31日以降に、リス

トラや倒産などで失業し、その後、社会保険などに加入していない65歳未満の人は、給与所得を減額して計算します。国保の保険証、印鑑、ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証を用意して申請してください。

**■国保税の減免**

次のようなときには国保税が減免される場合があります。減免を受けるには申請が必要です。①②は納期限の7日前までに、③は事由が発生した

- ①東日本大震災で被災した地域から本市に転入した
- ②災害やリストラなど特別の事情で所得が著しく減少し、国保税が納められない
- ③社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行し65歳以上の被扶養者が国保に加入した。

**■国保税の納め方**

納付書で納める普通徴収の人は金融機関やコンビニ、ペイジーによる電子納付などで

## 後期高齢者医療保険料

**■納付義務者**

75歳以上の人と一定の障害があり認定を受けた65歳から74歳までの人です。

**■保険料の内容**

保険料は所得に応じて決まる所得割額（昨年の総所得金額などから33万円を控除した額の8・48%）と加入者一人当たりにかかる均等割（4万2,700円）の合計です。賦課限度額は55万円。年度途中で加入した人は月割で計算を行います。

**■保険料の軽減と減免**

所得が一定基準を下回る世帯の人は後期高齢者医療保険料が軽減される制度があります。また、後期高齢者医療保険加入直前まで協会けんぽな

どに加入し保険料を自分で払っていない人（被用者保険の被扶養者）は、均等割を9割軽減した保険料のみになります。

災害など特別の事情で保険料を納められないときは、申請すると保険料が減免される場合があります。納期限の7日前までに申請してください。

**■保険料の納め方**

納付書で収める普通徴収と年金から天引きを行う特別徴収があります。年金の支給開始に合わせて8月か10月から特別徴収になる人もいます。普通徴収の人は口座振替が便利です。市指定の金融機関で申し込んでください。なお、国保で口座振替をしていた人

納めてください。また、口座振替も便利です。市役所収納課や金融機関などで申し込んでください。詳しくは納税通知書で確認してください。

なお、年金から天引きを行います。

◆国民健康保険の加入者が3人世帯（40代夫婦と小学生1人）で、夫の所得が200万円、妻の所得なしの場合

年間の国保税は、29万2,900円です  
※年8回（年金天引きの人は6回）に振り分けて納めます

□計算方法

<b>【医療給付費分】</b>	所得割 (所得-33万円) × 6.10% 10万1,870円	+	均等割 1万9,200円 × 3人 5万7,600円	+	平等割 1世帯あたり2万1,600円 2万1,600円	=	①合計 18万1,070円
<b>【後期高齢者支援金分】</b>	所得割 (所得-33万円) × 2.00% 3万3,400円	+	均等割 7,200円 × 3人 2万1,600円	=	②合計 5万5,000円		
<b>【介護納付金分】</b>	所得割 (所得-33万円) × 1.86% 3万1,062円	+	均等割 1万2,960円 × 2人 2万5,920円	=	③合計 5万6,982円		
<b>【合計】</b>	①医療給付費分 18万1,000円	+	②後期高齢者支援金分 5万5,000円	+	③介護納付金分 5万6,900円	=	年税額 29万2,900円

※各合計の100円未満の端数は切り捨て

モデルケース

◆後期高齢者医療の加入者が1人で、年金収入300万円のみの場合

□計算方法

年間の保険料は、16万7,300円です

<b>【所得割額】</b>	総所得金額 - 基礎控除額 180万円 - 33万円	×	所得割率 8.48%	=	所得割額 12万4,656円
<small>※年金所得=年金収入-年金控除額（120万円）</small>					
<b>【保険料額】</b>	所得割額 12万4,656円	+	均等割額 4万2,700円	=	合計 16万7,356円
<small>※合計の100円未満の端数は切り捨て</small>					

モデルケース

問い合わせは 国民健康保険課 ☎898-5955

# 国保税と後期高齢者保険料の納税・納入通知書を送ります

本年度の国民健康保険税（国保税）と後期高齢者医療保険料の納税（入）通知書を7月中旬に郵送します。どちらも医療費などの支払いに充てるため、加入者の皆さんの負担能力に応じて納付する仕組みです。期限を守って納めましょう。

